

歌志内市議会会議録

第5日目（平成23年3月18日）

---

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（梶敏君） おはようございます。

ただいま出席している議員は9名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（梶敏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に1番下山則義さん、10番有恵洋子さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（梶敏君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

本日は、市長より送付を受けた追加議案1件、特別委員会委員長より報告1件、渡辺議員外から意見書案4件が提出されることになっております。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日欠席されますのは、谷議員であります。

以上で報告を終わります。

○議長（梶敏君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（梶敏君） 日程第3 これより、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、議席番号1番下山則義さん。

一つ、出没するエゾシカの対策について。  
一つ、東日本大震災に対する対応について。  
以上、2件について。  
下山則義さん。

○1番（下山則義君） おはようございます。本日の私からの一般質問、件名は2件であります。

まず1件目ではありますが、出没するエゾシカの対策についてということと、2件目ではありますが、東日本大震災に対する対応についてということで御質問いたします。

質問内容であります。近年、北海道に生息するエゾシカの数が大変ふえ、農林業被害や、自動車、鉄道との事故、そういった話をよく聞くわけであり。本市においても、至るところにエゾシカが出没し、その食害や事故等の苦情をたくさん耳にするわけであり。被害をもたらすエゾシカに対する対処についてお伺いをいたします。

まず、①であります。行政に対して、エゾシカの食害等の苦情が寄せられているか否かにつきまして、お伺いをいたします。

②であります。被害に対する対処法について、お伺いをいたします。

また、③であります。歌志内猟友会との連携についてお伺いをいたします。

次に、件名の2番からの質問であります。

1番目の質問として、東北太平洋海岸で、太平洋沖で発生したその地震と、東北海岸に押し寄せてきたその津波の被害を受けた方々に対する本市の対応についてお伺いをいたします。

①、被災地に対して、医療、救助隊の派遣体制についてお伺いをいたします。

②番目あります。被災者に対する本市の受入体制について、お伺いをいたします。

③番あります。被災者に対する義援金の窓口体制について、お伺いをいたします。

以上、件名2件につきまして質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（梶敏君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 私のほうから、1件目の御質問について御答弁申し上げます。

御質問の①から③につきましては関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

行政に対し、エゾシカの食害等の苦情が寄せられているかについてでございますが、市内では2カ所で農業を営んでおり、各就農者からは食害などの被害状況について報告を受けております。

また、市民の皆さんが大切に育てている家庭菜園への食害や、自動車との接触などの被害も伺っております。

それらの被害に対する対処法といたしましては、神威岳周辺の銃猟禁止区域以外の山間部による狩猟により個体数を減らすことが最も良策であります。エゾシカの出没域が民家に近い場合は、銃、わな等による狩猟ができません。そのため、猟友会との連携、協力により、狩猟による捕獲数をふやすことや、市内パトロールの強化によって対処してまいります。

以上でございます。

○議長（梶敏君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 私のほうから、2点目、東日本大震災に対する対応についての①から③までお答え申し上げます。

初めに、①、被災地に対し、医療、救助隊の派遣体制についてでございます。

このたびの東北地方太平洋沖地震におきましては、これまで我が国では経験したことのない地震や津波による甚大な被害が発生し、多くの方の命が奪われたことに対し、心より哀悼の意

を表する次第であります。

さらに、避難所での生活を余儀なくされている被災者の皆様に対し、励ましの言葉を贈りますとともに、一日も早い地域の復興について心より御祈念申し上げる次第であります。

なお、本市においては、3月15日、緊急の企画調整会議を開催し、各所管での支援内容等について協議を行ったところであります。

それでは、下山議員からの、この地震により被害を受けられました方への本市の対応としまして、お答えいたします。

まず、①でございます。被災地に対する医療、救助隊の派遣についてであります。市といたしましては、総務省消防庁長官からの要請を受け、被災地における、けが人の救助や消火活動などを目的とする緊急消防援助隊として、消防職員3名を派遣することとしており、3月25日に、道内のほかの消防隊員とともに、第5次派遣隊として苫小牧港を出発する予定であります。派遣先は、宮城県石巻地区となっております。なお、医療関係の派遣につきましては、現状、要請は受けておりません。

次に、②でございます。被災者に対する受入体制についてであります。市営住宅関係といたしましては、現在、政策空き家を除き、約100戸の空戸のうち、内部清掃や小規模修繕を含め、一週間程度で入居可能となる住宅は20戸程度でございます。

また、被災地からの生活保護法による保護者や、妊産婦、乳幼児、児童生徒等の受け入れにつきましては、それぞれ、国や北海道からの通知に基づき、各担当窓口で相談、対応に当たることとしております。

なお、児童生徒の受け入れとしましては、既に教育委員会に歌志内小学校への新1年生の入学の申し出があり、来週22日に保護者から事情を聞くこととしており、教育委員会では北海道教育庁からの通知に基づき、この児童を受け入れる方向で手続を進める旨、確認しております。

最後に、③でございます。被災者に対する義援金の窓口体制についてであります。日赤北海道支部より義援金受付について通知があり、3月12日から9月30日までを受付期間として実施するとのことあります。このため、市としましては、保健福祉課を窓口として、各町内会、自治会長あてに依頼文を発送し、協力要請することとしております。さらに、公共施設への募金箱の設置を市内4カ所で行うこととしております。場所は、市役所、公民館、市立病院、チロルの湯でございます。

今後も、国や北海道などから協力や要請があるものと思われませんが、本市としてできる限り協力をする考えであります。また、市としての被災地への義援金につきましては、追加補正予算として御提案申し上げることとしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（梶敏君） 下山則義さん。

○1番（下山則義君） 随時、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、エゾシカに対する対策であります。これは、正直申し上げまして、私、議会を終わるごとにという形で、市民の方々に議会での報告といったものをさせていただいている経緯があり、歌志内じゅうを歩き回るといことを実施しているのですが、その活動をとると必ず、下山さんということで、市民の方々が話をかけてくれるという経緯があります。このところ、地域的に山合いの、そして沢のあるまちということもあまして、エゾシカに対する話が随分出てきておりました。前回も、自分の畑に出てきて、つくったものがすぐ食べられてしまうのです、あるいは、冬期間には、雪を掘り起こして、花畑のシバザクラを食べてしまうのですとい

うふうな話があったのも事実です。また、神威岳の裏の道を車で走っている走行中に、シカとぶつかったという話も正直ありました。また、焼山ですか、歌志内ではないのかもしれませんが、砂川地域に入るのかもしれませんが、車とエゾシカがぶつかって、エゾシカの死んだものですか、死体ですか、それを見た経緯もあります。正直、歌志内市の市民が、そういったことで、さまざまに苦慮しているということを耳にしました。そんな関係で、今回の質問に至るわけであります。

この質問に至る前に、猟友会の方々ちょっと話をした経緯もあります。なかなか、エゾシカに対する、頭数を減らすですとか、駆除するというのは大変難しいという話も正直伺っております。それでも、市民の方々は、歌志内市役所はどう考えているのかを知りたいという話がありました。そんな関係で、今回、質問をさせていただいているわけであります。

正直、これには本当に難しいものがあるのだと思います。一番、駆除する方法としては、ライフル銃を使ってということになるかと思えます。猟友会の方々の話を聞くと、そんな簡単なものではないと。

この質問をしようと考えていたときに、ことしの2月26日から、「どうするエゾシカ」という題目で、新聞のほうに5日間で掲載されている記事もございます。これは、道東のほうの記事が主なものになるのですが、今、北海道でエゾシカがふえて大変に困っているというようなものが書かれているわけですが、この歌志内市でも、市民からの声に対する市役所の対応といったものを示していかなければならないのかなど。できないながらも、どういったことを考えていますということを、しっかりと示していかなければならないのではないかと思います。思いで質問をさせていただいたのですが、今の質問の答弁では、被害については伺っているけれども、対処法としては、なかなか難しいものがあるということで終わっているようです。市内のパトロール強化に対処していますということですが、これではやはり対策ということにはならないのかなと思います。もう一步踏み込んだ、そういったものが出てこないのかなという考えでいるのですが、さらなる答弁をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（梶敏君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 市民の皆さんが丹精を込めてつくった畑のものを、エゾシカの被害によって食べられてしまったりということでの部分につきましては、非常に共感するものはございますが、個人的な形での防御策としましては、シカの通り道を網とかさくで遮断をするとか、それから一部、花火を使って追い払っているという方もございますという、そういうお話もお伺いをするところではございますけれども、根本的な形では、やはりそれではシカの駆除という形はできないものというふうに思います。

いつとき逃げますけれども、また再度、やはりそちらのほうに出てくるという形でございますので、先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、やはり個体数を減らすと。これは歌志内だけではなくて、先ほど新聞のお話もありましたけれども、特に道東方面はひどい被害を受けているということではございますが、今、全道的になっておりますので、北海道といたしましても、それらの対策について、22年に緊急被害防止対策というものが実施されております。

それに合わせまして、空知地区も、空知地区エゾシカ対策連絡協議会というものを22年12月に設置いたしました。これらによって、全道的にシカ対策、急速に今増加しておりますエゾシカに対する被害に対して対策をするということで行っておりますので、猟友会としまして、狩猟に対して、さらなる捕獲にぜひともお願いをしたいということで、我々としてもお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（梶敏君） 下山則義さん。

○1番（下山則義君） 確かに、これは大変難しいものがあるかと思えます。今、課長からの話もありましたが、道東ということで新聞に掲載されていたもの、これによると、2月4日ですか、厚真町で林業の作業員が、ハンターが放ったその銃弾によって亡くなられたという、そんな痛ましい事故も正直あります。この歌志内市、猟のできる、できないという期間、そして時間帯、また場所といったものも決められているということも聞いております。そんな関係で、なかなか難しいものはあるのだと思えますが、絶対の個体数ですか、それを減らしていかなければならないということに対しては、何らかの措置を講じていかなければならないのかなという思いであります。

今、出てきたかと思えますが、その猟友会との連携については、さらに話、どういうふうになっているのかということのを少し聞かせていただければと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（梶敏君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 猟友会とは、行政といたしましても22年から補助金を増額をいたしまして、25万円から40万円という形で補助金を増額をいたしました。その形の中でいって、狩猟回数、それからパトロールという部分を強化していただいております。実際、捕獲数につきましても、21年度は10頭だったものが、22年度は43頭という形でございます。そのようなことから、個体数の基本のところを、言うなれば減らすという対策をしております。

また、行政といたしましては、20年度にシカのくくりわな10基を、鳥獣害防止総合支援事業として補助金で購入をさせていただいて、これらも設置をしているところでございます。そのようなことから、言うなれば、個体数の減少に向けて、猟友会とともにこれらに対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梶敏君） 下山則義さん。

○1番（下山則義君） これは、なかなか難しいものが、正直あるのだと思えます。ただ、市民の方々からこういった苦情が出て、自分たちの生活というものに対するその思いがやはりあるようでありますので、これからもそれを続けていただければという思いで、次の質問に移りたいと思えます。

次は、東日本大震災に対する対応ということで、再質問をさせていただきます。

政府が報告したその内容は、東北地方太平洋沖地震ということで、そういった内容のもので書かれているわけですがけれども、新聞では今、東日本大震災という名前で今回の地震のことが出ていますので、私もそちらのほうの東日本大震災ということでお話しさせて、質問させていただきと思えますが、前回、11日の2時40分ころですか、45分ですか、そのころに、この議会の最中に、歌志内市でもその揺れを感じたという経緯がありました。そのときは、それほど大きなものになっているとは思わなくて、家に帰ると電話が入りまして、今、大変なことになっているというような内容で、私もまたテレビのニュースにちょっと目を見張ったところではありますが、それから二日間、三日間というのは、そのニュースだけの報道番組というような形で報道されていたのも事実であります。

そのことに対して、今現在、何日か過ぎた後に、さまざまところで被災者に対して救援活動、救助活動、そして支援といったものが行われているわけであります。

まず、歌志内市の支援体制として、派遣体制としてということで答弁がございました。3名

の方が待機をしているということで話があったようであります。

当初、私、本当に情報を得るのは、正直、新聞記事の情報、あるいはテレビで見るその情報しかないものですから、今日はほとんどその新聞情報を使わせていただくわけではありますが、当初は、歌志内市では4名の隊員が車両とともに待機しているというような内容の報道がなされていまして。これは3月15日、今現在は3名ということですが、これには3名ということではよろしいのか、まずお伺いいたします。

○議長（梶敏君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） まず、当初は消火隊、1隊4名、ポンプ車1台ということで要請がございましたので、その準備をしておりました。その後、先発隊がその車両をそのままそこに置いて、隊員だけの補充で応援に来てくださいということでございましたので、現在は3名ということになっております。

○議長（梶敏君） 下山則義さん。

○1番（下山則義君） そこで、ちょっと気になるところがあるのですが、そういう被災地へ行って救助、あるいは応援等の活動をするのは、これはもう、ぜひともそうしなければならぬのですが、どうしても気になるところは、そうなった場合、今、歌志内市で、そういったものが歌志内市でも震災とかそういうのではなくて、火災ですとか、そういう緊急的なものに備えるものは十分なものがあるのか。

例えば、私は、今までの話の中で、火事が、あるいは救急が起きた場合には、空け番の方々も、休みの方々も消防署に集まってくるというその状況は知っていますけれども、それに対応できるのかということ、まず最初に質問をしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（梶敏君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 当市においての、万が一の災害時に対応できるかという問いでございますが、職団員の皆さんの協力をいただきまして、例えば休みの繰り上げ等を行いまして、出動態勢には万全を期しているので問題はございません。

○議長（梶敏君） 下山則義さん。

○1番（下山則義君） 1番目の派遣体制ということはわかりました。

あと、被災者に対する当市の受入体制ということでお聞きいたします。

これも、当初の新聞、報道記事であります。これも3月15日、私のこの一般質問通告書を提出したのが16日の朝でありまして、その前日に、何か緊急に市役所のほうで会議が開かれて、そして、さまざまなことがさらに決定していったということで今の答弁をいただいているわけですが、そのときには、歌志内市は、受入体制として、要請があれば市営住宅を提供する方針ということで、ちょっとほかの、例えば上砂川ですと、100戸すぐに用意できると、できる限り支援したい、奈井江では14棟という、その戸数まで明らかにして、被災者の支援に当てたい、芦別市では、被災者の移住、定住も含めて対応を検討したいということのコメントが出ていたときに、歌志内市ではその要請があればということで、ちょっともう少し進んで、もう少し踏み出して、その支援体制に対する思いがあってもいいのかなという考えもあってこの質問をつくったわけなのですが、本日の答弁を聞いていて、歌志内市もしっかりとしたものがあってやっていただけているものだと私も考えるのですが、この被災者に対する対応、恐らく向こうから来たいということになれば、そういったことはすべて歌志内のほうでやっていただけるという、それで、小学生1年生ですか、その状況の話も出ていしましたが、その辺のところをもう少し詳しく教えていただければと、答弁していただければと思います。

○議長（梶敏君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 住宅に関してお答えいたしますが、住宅につきましては、第一陣で、北海道のほうから、すぐ入れるような状況の住宅はございませんかということで調査が来ました。そのときは20戸ということでお答えいたしまして、北海道新聞のほうには上砂川町さんが100戸ということで、うちの住宅の空戸の戸数は数字上では記載されておられません。その後、2週間程度で住めるような住宅はございませんかということで来たのがきのうでございます、104戸ということで北海道のほうには報告しております、今回回答弁させていただきましたが、1週間程度では20戸程度、すぐ提供できるかなど。残りの80戸程度は、やはり2週間前後ぐらい、若干工事もかかるものですから、それぐらいかかるのかなということで北海道のほうには報告している状況でございます。

○議長（梶敏君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦） 児童生徒の受け入れの関係でございますけれども、現在まで電話による相談が1件あったところでございます。仙台で被災に遭った方の、歌志内在住の祖母より相談がありまして、娘さんとその孫が歌志内に一時避難したいということで、4月から小学校1年生に上がるというようなことで、仙台の今の状況としては、小学校はもう機能していないという状況でございます、いつから学校が始まるということも見えていないという状況の中で、歌志内に一時避難して、うちの小学校に何とか入れないだろうかというような相談でございます。それで、来週早々、そのお母さんがこちらのほうに来まして、いろいろなお話を聞きながら、どのようなことができるのかということで相談に乗っていきたいというふうに思っております。

○議長（梶敏君） 下山則義さん。

○1番（下山則義君） 大変心強い答弁をいただいているわけであります。

最初、先ほども言いました、私がこの通告書を出したときには、今の事情というものをわからないまま、この通告書を出しています。歌志内市もその一番初めの新聞報道では、もう少し一歩進んで被災者に対する支援ができないのかなという思いで通告書を出したのですが、今の答弁を聞いていますと、歌志内でもそのしっかりとしたものがあるのだなということを感じるわけであります。

ただ、新聞によりますと、どうしても新聞になってしまうのですが、北見市では廃校を利用して、学校丸ごと来てもらいたいということも出ているわけであります。あと、先ほども話をさせていただきましたが、違う地域では、定住、移住をも含めて地域に呼び入れたいと、来ていただきたいということも出ていたようであります。そういったところから見ると、さらにもう一歩進めてもいいのかなという思いでも正直おります。

あと、次の質問に移りますが、被災者による義援金であります。これも、先ほどの答弁いただきました。さまざまところに義援金なる募金箱を設置して、募金、義援金を集めて被災地に送るといふ、また、行政でも先ほど200万円という、また、被災地につきましては、補正をするということで、今のその200万円ということになるのかもしれませんが、そういったところも出ているということで、何か本当に力強い思いで、この質問をさせていただいているわけでありますが、正直申し上げまして、1回目の質問書をつくるときに、歌志内市、もう少し前向きにやってもらいたいという気持ちもあってこれをつくったということ为先ほど話をさせていただきましたのですが。

以前に私、ふるさと納税の件で質問をさせていただいた経緯がございます。東北ですと、歌志内市を後にして、今、居住されている方もたくさんおられるのではないかと、そんな思いでございます。例えば、ふるさと納税してくれている方に、そういった地方の方々がおられて被災され

ているのかなと、そういったものがあるのであれば、調べられるのであれば、これはふるさと納税していただいているという経緯から考えても、まず、その方に対する支援といえますか、まず、言葉ですとか、そういったものもあるべきなのかと思いますが、今のこの状況ですから、なかなかそういったところまで調査する、調べることは難しいのかなとも思うのですが、そういった面ではいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（梶敏君） 下山議員に申し上げますけれども、ふるさと納税の部分については、ここに通告がございませんので、よろしいですね。

下山則義さん。

○1番（下山則義君） あくまでも、歌志内市から出て行って東北地方に住んでいる方、そういった方がふるさと納税をしてくれている人がいるのかもしれない、歌志内市を後にして、そこで被災に遭っている方がいるのではないかと。ふるさと納税をしてくれて、歌志内市に対して支援をしてくれている人がいるのではないかとということから質問をしたかったのですが、いかがでしょうかね、被災地に歌志内市とゆかりのある方、あるいは、特にふるさと納税で歌志内市に納税をしてくれている方がいるのであれば、そういった方々には、被災者に対する支援ということで、あるいはお見舞いのメッセージということで、何らかの形はできないのですかという質問なのですが、いかがでしょうか。

○議長（梶敏君） 先ほどの質問では、そういうふうにとれませんでしたので、そのようにちゃんと話をしていただければ、答弁をさせますので、よろしいですね。

理事者答弁、岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 当然、ふるさと納税をされている方が東北地方であれば、激励等をしたと思いますけれども、今のところ、東北というのはないと思っています。これは確認しなければならぬのですけれども、それより、東北地方というのは、歌志内市に入ってきている人がかなりおります。結局、親戚の方も亡くなられている方も相当数に上っているのではないのかなと思いますので、そういった意味で、いろいろと義援金等、皆さんに御協力していただきたいなというふうには思っております。

当然、震災で多くの方が亡くなっていますので、そこから入植してきている人が歌志内にも相当おられると思いますので、そういう人たちを通じて被災地のほうに支援をしていきたいなというふうには考えております。

○議長（梶敏君） 下山則義さん。

○1番（下山則義君） あと、被災地に対する募金ですとか義援金を集めるに当たって、さまざまところで活動しているということも新聞のほうで報道されているわけでありまして。隣町の砂川市、砂川の生徒会が街頭募金を実施している、そして、これは生徒会の会長が皆さんに話をかけて実施すると、そして、街頭募金は27日まで、平日はということで、その日にち、時間帯も報道されているわけでありまして。この中には、歌志内中学校を卒業して砂川高校にいる子供たちが含まれているということで、本当に何か心熱くなる、そんな思いであります。と同時に、今の歌志内中学校での、現地の歌志内市での中学校、小学校でのそういった動きはどうなのか、知り得ていたら答弁を願いたいと思います。

○議長（梶敏君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦） 現在、学校からうちの教育委員会のほうに報告が1件ありまして、中学校の生徒会のほうで、今回の震災にかかわって、いろいろ生徒会のほうで検討しているという中で、生徒会執行部の中で自分たちが何ができるのだろうかということで、現地で活動することは無理だと、それから、救援物資、これらを届けるということではできのだろうかとか、い



ろいろなことをやりながら、最終的に、募金することが自分たちでできるのではないだろうかということで、来週の23、24、25の3日間で、義援金の募金活動を行うという予定で進んでいるということで報告を受けております。

○議長（梶敏君） 下山則義さん。

○1番（下山則義君） 歌志内市の子供たち、そして、歌志内から出ていった子供たちも、本当に大変すばらしい子供に成長しているのかなという思いで、今の答弁を聞かせていただいたわけでありませう。

正直、きょうの答弁を聞きまして、歌志内市が、さて、今回のこの被災地、被災者に対する対応ということで、今、世界の注目を集めているといいますか、この日本の、そして今回の震災のことは見ております、そして、聞こうとしております。今、ここで歌志内市がその地域に何ができるかということ、しっかりとしたもの、もう、基盤としてあるのかなということで、心強い答弁をいただいたという思いで今聞いております。

実を申しますと、私、毎日毎日見ているものがありまして、それを見ることによって自分を律するといいますか、自分を、さて、きょうの目標ということで、いつもいつも見ているものがあるのですが、これは相田みつをさんという人がつくっているものなのですが、自分に対する戒めですとか、あるいは、自分を律するために毎朝見てくるものがあります。日めくりになっているものなのですが、きょう18日、たった14文字なのですがすけれども、こういうものがありました。18日はこんなものでした。「けれどけれどで何にもしない」、こういう文言がありました。私も、これは自分の戒めのために、いつも見ているものなのですが、歌志内市をこう見て、歌志内市の今の対応、答弁を聞いて、歌志内市は立派に、今回の被災地に対する、被災者に対する対応をしてくれているな、そして、歌志内市から育っている子供たちがそういったものに対しても優しい思いで、自分をどうすれば、今、社会のために役立てることができるのか、そんな子供たちに成長しているなという思いで、今回の質問を終えることができます。

ありがとうございました。

以上です。

○議長（梶敏君） 下山議員の質問を打ち切ります。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

---

午前10時44分 再開

○議長（梶敏君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質問順序2、議席番号10番有恵洋子さん。

一つ、医療費の窓口払いと医療費の減免制度について。

一つ、住宅リフォーム制度事業について。

以上、2件について。

有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） 一般質問を行います。本来なら引き続き行うところを、休憩をとっていただいて、心の準備をなささいという意味かなと思って、ありがとうございます。

1番、医療費の窓口払いと、医療費の減免制度についてです。

住民にとって、健康を損ねた折には、医療費や保険料の心配をしないで治療に専念できたらとだれもが思うことだと思います。しかし、現実には、医療費や保険料が生活費に占める割合

が年々高くなり、重たい負担で大変な生活を強いられているのが現状ではないでしょうか。せめて病気のときぐらい、健康を取り戻すために安心して治療を受けたいものだと思うのは私だけの思いではないと思います。

ここ数年、仕事を失い、生活が困窮し、その上、健康を害して、医療を受けたくても受けられず大変な事態になった事例や、さまざまな援助や制度の利用で窮地を切り抜けることができたという事例の報告をよく耳にする昨今です。このような事例から、当市の医療問題の実態をお尋ねいたします。

①、当市の住民から、医療費の支払いのことで相談を受けた事例はどのような事例がありますか。

②、無料・低額診療制度の内容や実態をどのように把握されていますか。また、当市の実態はどのように把握されていますでしょうか。

③、国民健康保険法の第44条の適用を受けた実態は、ここ数年の推移はいかがでしょうか。

2番目です。住宅リフォーム制度事業についてです。

各地で住宅リフォーム制度を利用して、まちの活性化につながり、住民にとっても、補助を受けて住宅改修ができると喜ばれていると、新聞等の報道から情報を得ています。当市でも、この制度を利用してリフォームされて喜ばれている方もおりますが、また、制度を受ける条件のハードルが高く、受けられなかった事例もあるようです。

22年度には、前年度より住宅改修費の要件緩和を行われましたが、より一層の制度の利用を図られたらと考えるところです。制度を十分活用できるようにするためには、当市の住民の年齢層、住民の生活実態等を考慮し、制度の緩和等について再考を願いたいと考えています。

そこで、①、これまでの制度の利用状況はいかがでしょうか。何件で、総利用額は、また、業者の件数はいかがでしょうか。

②、条件を緩和してはいかがでしょうか。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶敏君） 理事者答弁、松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私から、件名の1、医療費の窓口払いと医療費の減免制度についての①の当課に係る部分と、②、③について御答弁申し上げ、①の市立病院に関する部分につきましては、病院事務長から御答弁申し上げます。

①の住民からの医療費の支払いで、どんな相談事例があるかとの御質問でございますが、医療費の支払い相談につきましては、国保担当の窓口では、今年度、家族の入院により高額な医療費負担が見込まれることから相談に見えた方が1件ございました。この方の場合、病名が特定疾患等にも該当せず、また、課税世帯で失業等による収入の減によるものでもなかったことから、高額療養費制度の自己負担限度額の支払いで済みます減額認定証の手続きを行っております。

次に、②の、無料・低額診療制度の内容と実態をどのように把握しているかとの御質問でございますが、無料・低額診療制度につきましては、経済的理由により医療を受けることが困難な方々に対しまして、無料または低額な料金で診療を行う制度で、北海道の公式ホームページによりますと、平成23年2月末現在で、社団法人、社会福祉法人、医療法人が運営いたします31の病院、診療所が、社会福祉法第2条に基づく実施医療機関となっております。

次に、③の、国民健康保険法第44条の適用者の実態はどの御質問でございますが、国民健

康保険法第44条では、保険者が世帯主からの申請によりまして、災害や事業の休廃止、失業等により医療費の一部負担の支払いが困難であると認めるときにつきましては、一部負担金を減免または徴収猶予することができることとされております。保険者であります空知中部広域連合では、過去5年間に、この制度により、一部負担金を減免または徴収猶予した事例はないとのことでございます。

なお、この制度につきましては、国の生活困窮者の基準が必ずしも明確でなかったため、昨年9月に、厚生労働省保健局長通知により、その基準を生活保護水準以下を最低基準とするよう通知がされたところでございます。これを受けまして、空知中部広域連合では、その基準を生活保護基準額の1.2倍に相当する額まで基準を緩和いたしまして、本年4月1日から適用することとしております。

以上でございます。

○議長（梶敏君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 私のほうから、1の①について御答弁申し上げます。

平成22年度において、当院の窓口で医療費の相談を受けたのは、現在のところ1件でございます。その内容につきましては、受給中の年金で毎月の入院費を支払うのが困難との相談でありました。その後、入院患者様の保証人である娘さんと話し合い、分割により一定額を納めていただくこととし進めておりましたが、本年2月に退院され、その際に残金全額を支払っていただいております。

以上であります。

○議長（梶敏君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私から、2番目の住宅リフォーム制度事業につきまして、①と②を御答弁させていただきます。

①、これまでの制度の利用状況でございますが、お答えいたします。

住宅改修助成事業の利用状況でございますが、助成事業は平成21年に要綱を定め、50万円以上の改修工事費用につきまして10万円の助成とし、同年8月1日より助成事業を開始しております。

これまでの利用状況につきましては、平成21年度は4件で40万円の助成、工事費は567万円で、塗装業2件、建築業2件でございました。また、平成22年度は、現在のところ14件で140万円の助成、総工事費は1,365万円で、塗装業3件、建築業10件、板金業1件でございます。したがって、合計18件、180万円の助成とともに、総工事費は1,932万円となっております。なお、平成23年度については、10件分として100万円を予算計上しております。

次に、②の制度の条件緩和をすればいかがかというこの質問に対しまして、御答弁申し上げます。

制度の条件緩和についてでございますが、平成22年6月に助成制度の内容を緩和いたしましたところでございます。緩和内容は、平成21年度対象外としておりました、床内部または天井の塗装工事や、車庫、物置、または塀等の外構工事を新たに助成対象としたところでございます。この制度は3年間として実施しているところで、今年度は最終年度となっております。現時点での助成内容や対象額、また助成額の変更は考えておりません。なお、今後、耐震改修促進計画に基づいた新たな助成制度の創設を検討しているところでございます。この制度を含めて、本事業の対応も考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梶敏君） 有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） 再質問いたします。

今の市立病院、それから、市民課でしたね、その窓口のほうでは、わずかな人たちの相談件数があったようですけれども、実質的には、口に、行動に出さなくても、医療費で大変な人たちが実際にはいるというのが、今の歌志内だけではなくて、全国的な実態ということでは押さえていかなければならない問題だというふうに私は思います。

そこでなのですけれども、例えばこれですけれども、市立病院の医療費の滞納額を見てみましても、すべての金額とは言わないまでも、その中には、今、ちょっと調べてみましたら、22年度末ぐらいまでで320万円ぐらいの滞納額があるようですけれども、これは先ほど申しましたように、すべてとは言わないけれども、その中には、やっぱり支払いが困難という方もいらっしゃる、いないとは言えないと思うのです。そういうことから、今の、この住民の生活の実態、とても厳しい、厳しければ厳しいほど体がだんだんむしばまれていくというのも比例していく場合もあるのではないかと思うのです。

その点では、この問題は本当に慎重に、そして、住民の皆さんにいろいろな制度を知っていただく、それと同時に歌志内市でのいろいろな制度の改善がすごく求められる、今のこの時期ではないかというふうに思います。

そういうことを前提にしながら、②の問題なのです。無料・低額診療の内容や、実態の上では、今、松井課長からのほうも、いろいろとホームページを調べてか、いろいろ説明がありました。確かに、どこの病院でも適用されるものではなくて、広域医療法人だとか、それから、社会福祉法の第2条に基づく医療機関という点がありますね。そういう点でなのですけれども、歌志内の中で、現実は何件受けているのだろうという質問の中では、先ほどの質問ではちょっと明らかにされなかったのですけれども、その点、改めてもう一度聞きたいのですけれども、歌志内の中でこういう制度を受けられている方というのは全然キャッチされていないか、それとも、ある程度わかっているのか、その点は病院とか、それから、市民課のほうの関係でいかがでしょうか。

○議長（梶敏君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 無料・低額診療ということで、広い意味と狭い意味があると思いますが、狭い意味での、法律を受けて、適用を受けている病院の医療を受けている方ということととらえますと、私どものほうで今、実際に把握している方はございません。

○議長（梶敏君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 当院においても、そういう御相談があったことは、今までございません。

○議長（梶敏君） 有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） なかったという点ですけれども、現実には、無料・低額診療を受けて、決して数は多くないけれども、あるのです。私が、友の会とかの会員をしている勤医協の実態をちょっと聞いてみました。神威診療所では、2009年度では12件、診療日数では93日とあります。それから、2010年度では14件の137日、日数、これはこのように金額もあらわれていますけれども、このように、お金がなくて大変という人たちがいて、医療を受けている、その中で、健康を改善された方もいらっしゃるし、その後、保険をかけて医療のほうにつながったという方も現実にはいるのです。このように、実態が、歌志内の中ではないわけではなくて、医療費で本当に困難な方がいらっしゃるという点は、やっぱり担当課として、この問題は厳しく見詰めていく必要があると思うのですけれども、このような実態で、例えば歌

志内にとっては市立病院と、それから勤医協しかないのですけれども、勤医協のそういうところに電話等で実態を聞いたというようなことは今まではないのでしょうか。その点お尋ねします。

○議長（梶敏君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 御答弁申し上げます。

今ほどおっしゃいました、勤医協さんのほうで診療を受けている方ということで、先ほど、広い意味と狭い意味ということでお話ししましたが、勤医協さんの神威診療所のほうは狭い意味の部分では入ってなくて、広い部分での無料診療だと思いますが、その部分で勤医協さんのほうに直接電話をかけて、何件ぐらい御相談があったとか、そういうことについては把握をしておりますでした。

○議長（梶敏君） 有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） 私は、質問する上であえて言いたいのですけれども、決してこの問題、勤医協の病院を宣伝するつもりでここでお話を出している気持ちは全くありません。たまたま、歌志内市立病院と勤医協、二つの医療機関しかないという点、そして、先ほど前段で申しましたように、住民は、病院にかかるのにすごい不安を持ちながら病院に行く人、また、行きたくとも躊躇している方が少なくないということから、私はこの問題を出した、提起したということを改めて言っておきたいと思います。

無料・低額診療で、これは、長く受けられるわけではないのですね。一月だとか二月、場合によっては6カ月ぐらいなのですから、あくまでも、これは元気になることは前提だし、と同時に、もしも仕事がなければ、早く体を治して、仕事についてもらうということ。それから、保険がなければ、できるだけいろいろなことを工夫しながら、早く保険を取得してもらう、そういうことが前提で、勤医協では病院受けたくても受けられない人、また、収入はあるのだけれども、本当に聞いてみたら、生活保護法に本当にすれすれの線というそういう人たちに対して行っているのです。だから、歌志内は、多くの皆さんは知っていらっしゃらないかもしれないけれども、このように医療費で大変な思いをされている実態、そして、その人たちは医療を受けて回復されている方もいらっしゃるし、また仕事に復帰できた方もいらっしゃる、また、現在もまだ大変な思いもされている方もいらっしゃる、こういう実態が歌志内にもあるということを知っていただきたいし、担当課としても、これを一層一層、中身を詳しく押さえていただきたい、その思いで私は質問をいたしました。

このような立場の中で、私はあえてもう一度聞きたいのは、健康保険法の第44条の中身なのです。第44条の中身の中には、特別の理由がある被保険者で、この方たちは医療機関に行きたくとも行けない状況の場合には、相談によっては、一部負担を支払うことが困難な人はそれを認めるということがあるわけですね。ここも、担当者としては、また歌志内の皆さんの健康を守るという上では、国の制度であるから、国民健康保険法ですから、この制度を知っていただくということも大切。本来なら、知っていただくと同時に、歌志内独自の減免制度を持つべきだと私はそれも主張したいのです。主張したいけれども、今、いろいろな点でちょっと無理だなという思いもあるので、私は、ここの制度を本当に多くの人たちに知っていただくと、最悪の最悪は、こういう一部負担を支払わなくても病院にかかることもあるよということを皆さんに知っていただきたいというふうに思うのです。その点は、市立病院の窓口でもそうだし、市民課の方も、この問題は多くの市民に知らせていただきたいという思いがあります。

そういう点で、今回の答弁の中には、これは広域で行っている問題ですけれども、今までは生活保護法基準以下の人たちに適用だけれども、このたび4月からは1.2倍に相当する額ま

で緩和するという、ここは一つ前進だというふうに押さえるべきだと思います。これもやっぱり、今までは皆さん何も知らなくて、今このように、ここの中でやりとりをしながら、初めて4月1日から適用されるということがわかったわけですがけれども、この問題は、1.2倍といいますと、ほかの面で考えると、児童生徒の就学援助制度の率と同じぐらいかなというふうに思って聞くのですがけれども、この問題で、歌志内の皆さん、少しでも医療の上での安心といかないまでも、何とか、病院にかかるのに何かの手助けになるのかなという思いをしていただくためには、全市に知らせることがすごく大切かと思うのですがけれども、その点では担当者ほどのような方法をとられるのでしょうか。

○議長（梶敏君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 市民の周知の仕方ということでございますけれども、今回、この部分、緩和されております。先ほど御答弁しましたけれども、今までは生活困窮者の範囲が必ずしも明確でなかったと、個々に判断するというような部分がありましたので、その部分がある程度明確になりました。生活保護以下ということでありまして、広域連合としては1.2倍まで緩和するということになりましたので、その部分につきましては、広報、または納税通知書等に何らかの周知の部分を入れていきたいというふうに思っております。

ただ、根本的な部分で変わっていない部分がありまして、これも一時的なもので、恒久的なものではないものですから、恒久的に所得が低い方とか、そういう方については、今、現状の制度の中ではちょっとまだ該当にならないものですから、失業したとか、災害等で急に所得が減少したとか、そういう方については該当になるのですがけれども、恒久的な部分についてはまだちょっとなりませんので、その部分もきちんと周知をしたいなというふうに考えております。

○議長（梶敏君） 有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） ちょっと話が前後いたしますけれども、1.2倍に今、緩和されようとする、その前段の話をもう一度させてもらうのですがけれども、今、担当課長は、災害だとかがあった場合に該当するような答弁だったと思うのですがけれども、私、それは、それに限らない、この44条の中身を見る限りでは、それだけではない、やっぱり本当に生活が困窮というか、今は生活保護法の基準以下という言葉が出てきましたけれども、災害とかそういうことだけではなくて、本当に生活困窮する場合にはここを適用できることだと思うのです。というのは、全国とはちょっと言ったらまずいけれども、全道的に見て、ちょっと地域、私忘れてしまっただけなんですけれども、ほかの地域では、これを適用して受けている患者さんがいるのです。北海道に……、ちょっと団体名が出てこないのですがけれども、その大きな団体で調べたら、この空知、中空知管内はゼロだったのです、利用者が。だけれども、ほかの地域は、この問題で、この項を使って、44条を使って、病院に行かれています方がいるのです。その辺、なかなか知らせていない、住民側が知らないということがあるのです。窓口に来て、患者さんに伝えて、そこで44条を適用して医療機関をかかったという事例があるのです。本来なら、きちんと私がここで、どこそこの地域と言えどもっともって説得力があるのですがけれども、ちょっと私、こちら辺不十分でした、今リアルにできないのですがけれども、でも、空知管内は、これを適用された患者さんがいないことは、これは事実でした。でも、ほかの管内はいるという、そういう点では、ここの適用の仕方を、やっぱりもっともって医療に困っている人の立場に立つべきだと、そのように思います。

そういうことをお話ししながら、今回は広域連合の中で1.2倍という点が出たので、これは一つ前進だと思いますので、これは一層、この問題は国民健康法の中で決められている問題で

すから、困っている方たちを少しでも救うという立場をとるべきで、先ほどは、広報だとか、それから納税通知書ですか、そこでお知らせするということですか。私は、それも大切だけれども、病院にかかったときに窓口でお話ししたりすること、また、健康保険に加入されたときに、それもお知らせすることとか、やっぱり多くの人たちに目にする耳にするという手段をとるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（梶敏君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 先ほど、私の答弁の中でちょっと誤解をされたのかなと思います。災害だけということではなくて、失業等という部分で、失業とかそういう部分は該当になりますので、ただ、恒久的なものではないとことで、3カ月とか、最大でも6カ月ですので、収入が激減したとかそういうときでなければ該当しないという意味ですので、受けとめられ方がもし違いましたら、その辺よろしくをお願いします。

そして、あと、広報、納税通知書以外にも、窓口だとか、そういうところで周知すべきでないかということですが、あらゆる機会にできる限りのことはやっていきたいというふうに思っております。

○議長（梶敏君） 有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） 最善の努力というか手段をとって皆さんに徹底させていただきたいと、それは強く要望したいと思います。

次に、大きい2番目の住宅リフォームの件に移ります。

この制度ができたことによって、多くの皆さん、リフォームできて喜ばれている状況が今の数字の中からうかがえました。ですけれども、まだ、歌志内市が当初予算を持った21年度では、予算を持った金額まで達していないと言ったら間違いなのかしら、多くの皆さんがここをまだ目いっぱい利用できていないという点は、やっぱりハードルの問題があるのではないかとこのように私は押さえます。

50万円以上の工事にならなければだめでしたよね。今回は、22年度からですか、住宅の改修費の要件の緩和で、先ほど答弁ありましたように、住宅だけではなくて、住宅の周りやら、床、天井の塗装、そういうところまで緩和されたことはいいことだと思うのです。だけれども、利用する側からすると、できるだけ出費を少なくしてリフォームをしたいというのは、今のこの御時世からすると、だれもが思うと思うのです。

そういう点で、私は提起したいのですけれども、工事費の何%を助成する、だけれども、そうすると、上限が幾らでも、上限があるのかないのかでは大変なので、上限を持ちつつも、工事費の何%の助成をという手段はとれないものか、その点お尋ねしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（梶敏君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） まず、最初の助成の、ハードルが高いので利用率が少ないということですが、21年度につきましては300万円の予算で4件という実績でございますが、これにつきましては国の交付金事業で行っておりまして、8月1日ということで時期が後半になっておりますので、それ以降に、いろいろ住宅の外部ということになりますと、ちょっと工期的な問題もあったのかなということが少なかった要因ではないかなと思います。

22年度につきましては、当初、10件分の100万円ということで、既にそれを超えまして、皆様方の御理解をいただきまして50万円の補正をしたところでございます。今現在、14件ということでございます。額につきましては50万円ということで、20%の約10万円ということで助成、この事業を始めたところでございます。

今、議員さん言われた、額の、いわゆるハードルをもうちょっと緩めるということでございますが、近隣市町村がそうだから、うちもこういうふうにしたよということではないのですが、やはりある程度の効果といたしますか、それを考えた場合に、今現在、屋根の塗装をしても足場を組んでということになりますと、かなりの金額にもなりますし、そういったことも含めて50万円ということで、それに対して50万円以上の場合は10%としたところがございます。

額の検討につきましては、先ほど御答弁させていただきましたが、今年度3年間の最後の年でございまして、今、来年度に向けて耐震改修のほうの助成も検討を今しているところでございまして、その中で、この事業のあり方といたしますか、そういうことをちょっと検討したいということで考えておりまして、本年度につきましては、予算、今、審議されている状況の中でございますけれども、10件分100万円ということで実施したいというふうを考えております。

○議長（梶敏君） 有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） よそのまちのことと、歌志内のまちのことと、いろいろなことで条件が違うから参考にならない面もあるかもしれないけれども、でも、業者が喜び、利用者が喜び、それがまちの活性化につながるということであれば、その点はやっぱりやり方もひとつ、よそのまちの方法も参考にするのもいいのかなというふうに思うのです。

歌志内、財政難ということがあるから、何でもよそのいいところを取り入れたくても取り入れられない部分はあるのですけれども、例えば、極端な話が、今、災害に遭ってしまった残念なまちで、宮古では、20万円の工事だったら10万円の助成と、それですごく殺到したと。これは本当に私たち利用者にとっては本当に喜ばしいことだけれども、大歓迎だけれども、市の財政を考えれば、そこはどこのまちでもまねはできないなという思いもありますけれども、そういうことを前提にしつつも、ハードルを下げることによって、例えば20万円でも工事ができる、20万円の10%を助成するとか、30万円で10%をするとかというふうにしてすると、あそこもここもというふうにしなくとも、家の部分的なところを30万円達成すれば、そこで工事費助成いただける、でも、最高限度はここまでだよということを押さえながらすると、50万円達成するためには、仮に、床を直したけれども、まだ足りないから、では、例えば塀までかかって、塀までしなくとも床全部でとか、これは極端な話です、例ですから。

そのように、自分のうちの家計に見合った金額でリフォームする。そうしたら、利用者も喜べるし、それによって業者もそこで仕事を得ることができるという面では、私は、50万円という金額よりもハードルを下げ、工事費の割合から助成という方法も一つの手ではないかと。

私は、いろいろものを見たのです、メモってくるのを忘れてしまって、地名は言えないのですけれども、そういう実態があるのです。だから、そこでは、ある業者は、もう閉店しよう、業者やめようと思っていたところが、お客さんにたくさん来てもらえて閉じなくて済んだという事例もあるのです。

そういう点での、また歌志内の業者と他の業者とのいろいろな違いはあるけれども、やっぱり利用者が喜べる方法を考えるのもまちの活性化につながっていくのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（梶敏君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 意義ある意見ではないかなと思いますので、その意見をいただいておりますので、額の緩和という部分も念頭におきまして、以降、先ほど言いましたように、



耐震改修の促進計画を創設する際に、今後の住宅改修の一部助成の関係も、額のいわゆる緩和、あるいは他の条件の緩和も含めて検討をしてまいりたいと思います。

○議長（梶敏君） 有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） 今、担当課長からすごく前向きな答弁をいただいたので、ありがたく思っております。ぜひ、それを実のあるものにしていただきたいと思いますと思うのですが。

もう一つ確認なのですが、今回、これを始めたのは、きっかけは、交付金の関係からこの制度を始めましたよね。それで、これから続けるかどうかという点で、先ほどちょっとお話あったのですが、ちょっと私聞き漏らした点があるので、もう一度言葉での上で確認したいのですが、先ほどは耐震も考えていきたいという答弁がありましたけれども、このリフォーム制度は今後も継続するという考えのものと答弁というふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（梶敏君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） そういうことでございます。今後も、まだまだ利用者がいると思いますので、その状況を見ながら、できる限りの継続をやっていききたいなということは考えております。

○議長（梶敏君） 有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） 歌志内は、公営住宅が多くて民間住宅が少ないという、他市にない特徴というかあるのですが、でも、今、市でも分譲を行い、マイホームを持つ方がふえてきたという点、その点では、マイホームを持つ方に対する援助と言ったらいいのか、お助けマン的な、やっぱりそれもすごく大切だというふうに思うのです。

一方では、公営住宅に入らないで、古くから自分の住宅で頑張っている方もいらっしゃる。それはやっぱり、そういう方たちに対しても手を差し伸べて、住宅のリフォームをして、少しでも快適な生活を送られるようにしていただきたいという、その思いから私はこの質問をいたしました。

今回は、医療の問題で大変困っている方も中にいらっしゃるということも多くの方に知っていただきたいし、そこにもっともっと光を当てていただきたい、それから、歌志内の住宅という点で、民間住宅が少ない中でも、そこにきちんとやっぱりもっともっと光を当てて、皆さんの快適な生活を、市がお助けマン的な役割を果たすべきだという立場から質問をいたしました。

時間は余っていますが、この間、いろいろとありがとうございました。

○議長（梶敏君） 有恵議員の質問を打ち切ります。

### 報 告 第 3 号

○議長（梶敏君） 日程第4 報告第3号議案第3号歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について、以上、平成23年3月8日、条例予算等審査特別委員会付託。議案第16号平成23年度歌志内市一般会計予算、議案第17号平成23年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第18号平成23年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算、議案第19号平成23年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第20号平成23年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号平成23年度歌志内市病院事業会計予算、以上、平成23年3月9日、条

例・予算等審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、委員長の報告を求めます。

条例・予算等審査特別委員会委員長下山則義さん。

○条例・予算等審査特別委員会委員長（下山則義君） 一登壇一

報告第3号条例・予算等審査特別委員会審査報告書。

記。

1、事件。

議案第3号歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第4号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について（平成23年3月8日付託）。

議案第16号平成23年度歌志内市一般会計予算、議案第17号平成23年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第18号平成23年度歌志内市宮神威岳観光特別会計予算、議案第19号平成23年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第20号平成23年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号平成23年度歌志内市病院事業会計予算（平成23年3月9日付託）。

2、審査の経過。

3月15日、16日、17日の3日間、本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

いずれも原案どおり可決する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（梶敏君） 本件は質疑を省略し、討論に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） 私は、ただいまの委員長報告に対して、議案第16号と議案第20号に対して反対を表明いたします。

その理由は、23年度一般会計予算の中には、住民の健康にかかわる検診事業等への助成や、児童生徒への教育費の軽減の予算措置など、また、除雪車の更新や、長年辛抱した市民体育館の改修などは、これは歓迎すべき内容のものと思います。

このような前進面、改善点を押さえながらも、現在、あちらこちらで要望のある、買い物、通院時の交通の不安、さらに買い物ができるところが欲しいという悩みであり、強い要求です。これらの問題について、理事者は把握し、考え方を持っていることが代表質問の質疑でわかりましたが、予算書の中には、このような考え方の準備的な裏づけが全く見えません。この課題は、優先順位をつけるなら、最優先課題と言っても言い過ぎではないものと考えます。

現在の疲弊した本市、本当に残念な言葉ですが、関係者が一つのテーブルにつくことから容易な課題ではなく、時間とエネルギーを要する課題だから急がれるのです。

ある商店主は、今ごろこの話が出るなんて遅過ぎるとか、商店のやり方が違うから一緒にやれないだろうという言葉が返ってくるほどですから、方策を見出すのには相当な話し合いや困難が予想されます。しかし、このままでは、住民も商店も大変な事態になりかねません。だか

ら、急がれるけれども、時間をかけた慎重な話し合いと、用意周到な準備が求められる課題なのに、予算書には方策を探ろうとする裏づけが見えません。

予算を見るには、国の政策を抜きにして語れませんが、子ども手当の問題です。当市の該当者は、約290名前後ぐらいでしょうか。当初の公約から後退しましたが、確かに、手当が1万3,000円から2万円にふえるのは魅力ですが、この政策には財源の裏づけがなく、財源捻出のため、年少扶養控除廃止等によって所得税が2011年1月から、住民税も2012年6月から増税になり、月額6,000円から7,000円の負担増になる世帯が出ることによる帳じり合わせです。多くの方は、ばらまき的なお金の使い方ではなく、しっかりとした制度をつくってほしいという願いが強いものと思います。

また、後期高齢者医療制度は、廃止をすると公約しながら、いまだに継続して、年齢で差別している。また、滞納すると保険証を渡さない、とんでもない制度です。国との関係の制度ですが、だからといって理解はできません。このような理由から、新年度予算に同意しかねます。

以上です。

○議長（梶敏君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

川野敏夫さん。

○4番（川野敏夫君） ただいまの委員長報告に、賛成の立場で討論をいたします。

条例・予算等審査特別委員会は、3月8日、また3月9日に付託され、この事件に対し、3月15日、16日、17日の3日間、下山委員長を中心に9人の委員にて、各議案ごとに真摯に審査をいたしました。その結果の報告でございますので、私としては何の疑義もございません。

よって、この委員長報告に賛成をいたします。

以上です。

○議長（梶敏君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、報告第3号について採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梶敏君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号、議案第4号及び議案第16号から議案第21号までの件は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 2 5 号

○議長（梶敏君） 日程第5 議案第25号平成22年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第25号の一般会計補正予算につきまして、御提案申し上げます。

議案第25号平成22年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）。

平成22年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額は変更なし。

2項は省略いたします。

(繰越明許費の補正)。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

2ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正。

1、追加。

9款消防費1項消防費、事業名、消防庁舎改修事業、金額1億3,736万4,000円。これは、本年第1回臨時会において予算補正しました消防庁舎改修事業について、工事請負契約を締結し、工事前払金が確定したため、予算額2億2,266万4,000円から、本年度中に支払うべき工事前払金8,530万円を差し引いた額1億3,736万4,000円を翌年度に繰り越すものであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(歳出)。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費26節寄附金200万円の増額補正は、去る3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震災害に対します見舞金でございます。

次に、15款1項1目とも予備費200万円の減額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(梶敏君) これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梶敏君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梶敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梶敏君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

## 意見書案第1号

○議長(梶敏君) 日程第6 意見書案第1号「子ども・子育て新システム」に関する意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺秀親さん。

○2番(渡辺秀親君) ー登壇ー

意見書案第1号「子ども・子育て新システム」に関する意見書(案)。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出をするものです。内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

「子ども・子育て新システム」に関する意見書（案）

かつてない少子高齢化社会を迎えている中、子ども・子育て施策の拡充は国、地方自治体ともに喫緊の課題の一つである。

しかし、これまで政府において検討されてきた「子ども・子育て新システム」の制度設計の一部において、利用者補助方式、応益負担、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入、規制緩和による多様な事業者の参入促進、などが盛り込まれていることから自治体の関与が希薄になり、すべての子どもに質の高い保育や教育を保障するという理念の実現が困難になることも懸念される。

子どもの貧困や虐待問題など、子育ての困難さが広まっている現状において、将来を担うこととなるすべての子どもの健やかな育ちを保障するためには国と自治体の公的責任が不可欠であり、「子ども・子育て新システム」においてもそれが堅持されるべきである。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項について強く要望する。

記

1. こども園（仮称）については、虐待対策や貧困対策などの福祉的機能を持たせ、すべての子どもと保護者に対して公平な利用を保障する施設とするため、市町村の関与による契約方式や実効性のある応諾業務、応能負担、公定価格、参入と撤退についての社会的規制を組み込むこと。
2. 自治体に対する確実な財源保障を行うことを前提として、施設基準や職員配置基準を大幅に引き上げるとともに、人材の確保、定着を図るため施設運営費の用途制限を維持し、人件費が確実に労働者に配分される仕組みとすること。
3. ステークホルダーの参画と情報開示の義務化を前提とした協議の場を地方自治体にも設置することにより、独自事業も含めて地域の子ども・子育て支援事業全体を評価・監督することが可能な仕組みとすること。
4. 学童保育について、利用保障、市町村関与、最低基準の設定などの社会的規制の整備と財源の保障をもって、幼児期からの連続した質の高い保育環境を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年3月18日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、少子化対策担当大臣

---

○議長（梶敏君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第1号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

### 意見書案第2号及び意見書案第3号

○議長（梶敏君） 日程第7 意見書案第2号と日程第8 意見書案第3号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大屋功さん。

○8番（大屋功君） —登壇—

意見書案第2号若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書（案）、意見書案第3号公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書（案）、以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書（案）

今春卒業見込みの大学生の就職内定率は昨年12月1日時点で68.8%にとどまり、調査を開始した96年以降で最悪となりました。日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

景気低迷が長引くなか、大企業が採用を絞り込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方、採用意欲が高い中小企業には人材が集まらない——といった、いわゆる雇用のミスマッチ（不適合）が就職内定率低下の要因の一つと考えられます。政府は、こうした事態を深刻に受け止め、今こそ若者の雇用対策をさらに充実させるべきです。

特に、都市部で暮らす学生が地方の企業情報を求めても、地方に所在する多くの中小企業は資金的余裕がないなどの理由で事業内容や採用情報などを提供できておらず、都市と地方の雇用情報の格差が指摘されています。若者の雇用確保と地元企業の活性化のためにも自治体が行う中小企業と学生をつなぐ「マッチング事業」に積極的な支援が必要と考えます。

よって、政府におかれては、雇用ミスマッチの解消をはじめとする若者の雇用対策を充実させるため、以下の項目を早急に決定・実施するよう強く求めます。

記

1. 人材を求める地方の中小企業と学生をつなぐための「マッチング事業」を自治体が積極的

に取り組めるよう支援すること

2. 都市と地方の就職活動費用の格差是正とともに、どこでも情報を収集できるよう就活ナビサイトの整備等を通じて地域雇用の情報格差を解消すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年3月18日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書(案)

本格的な高齢社会を迎えたことで、高齢者が安心して生活を送りながら、社会・経済活動にも積極的に参加できる社会の構築が益々求められています。また、障害者が必要なサービスを享受しながら、自立し、安心して暮らすためにも公共施設等のバリアフリー化が喫緊の課題です。

政府は、これまで平成18年制定の「バリアフリー新法」に基づき、1日の平均利用者数が5,000人以上の鉄道駅やバスターミナル等について、平成22年までに全てバリアフリー化することを目標に取り組みを進めてきました。しかしながら、例えば鉄道駅のバリアフリー化の進捗率は約77%(平成22年3月末現在)に止まっています。

よって政府におかれては、新たな政府目標を定めた上で、政府、地方公共団体、事業者の連携強化を図りつつ、地域のニーズに対応した公共交通機関のバリアフリー化を更に推進するよう、以下の項目の実施を強く求めます。

記

1. 新たな政府目標を早急に定め、地方公共団体、事業者の理解を得るよう周知徹底に努めること
2. 市町村によるバリアフリー基本構想の作成が更に進むよう、未作成地域を中心に、実効性のあるよりきめ細かい啓発活動を行うこと
3. 地方公共団体の財政状況に配慮し、補助等の支援措置を充実すること
4. 特に、鉄道駅のホームにおける転落防止効果が期待されるホームドア(可動式ホーム柵)設置に関する補助を充実すること
5. 身体障害者や要介護者など移動制約者の福祉輸送ニーズに対応した福祉タクシーやノンストップバスの普及に努めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年3月18日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、国土交通大臣

○議長(梶敏君) これより、意見書案第2号若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書(案)について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梶敏君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第2号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第3号公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書（案）について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第3号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第4号

○議長（梶敏君） 日程第9 意見書案第4号地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下山則義さん。

○1番（下山則義君） ー登壇ー

意見書案第4号地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明につきましては読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）

医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じている。

平成16年に始まった「新医師臨床研修制度」により、医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足が深刻な状況になっており、医師不足からくる過酷な勤務状況であるとともに



出張医勤務に多額な費用を要して病院経営が非常に困難な状況にあることから、早急な解消対策が求められている。

住民の安全と安心を確保するため、救急医療をはじめとする地域医療体制の整備に当り、何よりもまず安定した医師の確保が必要である。

以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう下記の施策を国において緊急に講ぜられることを求める。

#### 記

医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るために、医師臨床研修において医師の技術修得はもとより「医は仁術」という医療の基本を修得することを期し、医師不足地域での数年間の勤務義務など医師派遣体制を構築する法的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年3月18日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

○議長（梶敏君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第4号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（梶敏君） 日程第10 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第99条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

事務局長に読み上げさせます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 読み上げます。

最初に、総務文教常任委員会委員長より。 事件。

総務課。

一つ、市ホームページリニューアルの状況について。

市立病院。

一つ、市立病院事業会計の22年度決算見込みについて。

教育委員会。

一つ、英語指導助手の指導状況について。

次に、社会建設常任委員会委員長より。

事件。

市民課。

一つ、医療費適正化の状況について。

建設課。

一つ、歌志内市公営住宅等長寿命化計画について。

産業課。

一つ、企業誘致の取り組み状況について。 次に、議会運営委員会委員長より。

事件。

一つ、次期会期の日程について。

一つ、その他、議会運営上の件について。 以上であります。

○議長（梶敏君） お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

## 閉 会 の 議 決

○議長（梶敏君） これで、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。

今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

したがって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

したがって、平成23年第1回定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

## 閉 会 宣 告

○議長（梶敏君） これをもちまして、平成23年歌志内市議会第1回定例会を閉会いたします。

（午前11時47分 閉会）

## 市 長 あ い さ つ

○議長（梶敏君） 本定例会は、任期満了に伴う最後の定例会であります。

ここで、市長よりごあいさつを受けたいと思います。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

皆様には、現在の任期における最後の定例議会となりますことから、閉会に当たりましてお礼のごあいさつを申し上げます。

初めに、本定例会におきましては、会期半ばに、我が国では経験したことのない東北地方太平洋沖地震という激甚災害発生の中での開会でありましたが、提案させていただきました新年度予算初め、関係議案につきまして、御審議、御議決賜りましたことを心より感謝を申し上げます。

本市は、炭鉱閉山による地域経済の低迷と人口流出に長らく苦しめられており、また、4年前には、中空知の合併協議の破綻後、自立の道を懸命に探る中、国の改革による交付税の減少、あるいは、旧産炭地域においては、産炭地域総合発展基金問題から端を発した財政再建問題など、間違いなく歌志内の歴史始まって以来の危機的状況にありました。

市議会におかれましても、将来を見据え、定数、報酬の見直しを行うなど、積極的な対応を図られているところでございますが、この間、地域の生き残りと言行財政の立て直しを目指し、皆様から多大な御支援、御協力をいただきながら、早期の赤字解消、法定の健全化計画を無事完了するなど、何とか最悪の事態を回避してまいりました。

しかしながら、景気や雇用の回復へ至る道のりは遠く、人口の減少も続く中、今後一層、効果的な行財政運営、小さくとも住みよいまちづくりが必要とされているものと考えております。

統一選挙の日も近づいておりますが、再度、立起される皆様、また今期限りで御勇退される皆様もおられるとお聞きしておりますが、皆様には、引き続きそれぞれの立場で、地域の生き残りと言後の地域の振興、発展のため、御指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、市政に対します皆様の御理解、御協力に重ねて感謝を申し上げまして、お礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（梶敏君） それでは、これで終わります。

大変御苦労さまでした。

どうもありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長            梶                            敏

署名議員            下      山      則      義

署名議員            有      恵      洋      子